

令和3年 No.36

○国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書等源泉徴収に係る法人文書の保存期間について、関係法令の規定に即した内容に整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

関係法令の規定に即した内容に整理することに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年6月18日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規則第27号

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則（平成23年規則第4号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部改正について

改正理由：給与所得者の扶養控除等（異動）申告書等源泉徴収に係る法人文書の保存期間について、関係法令の規定に即した内容に整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行				
〔省略〕 （保存期間） 第13条 文書管理者は、別表第1に基づき、基準を定めなければならない。 2～7 〔省略〕 〔省略〕				〔省略〕 （保存期間） 第13条 文書管理者は、別表第1に基づき、基準を定めなければならない。 2～7 〔省略〕 〔省略〕				
別表第1 法人文書の保存期間基準（第13条関係）				別表第1 法人文書の保存期間基準（第13条関係）				
事 項		業務の 区分	当該業務に係る法人文書の類型	事 項		業務の 区分	当該業務に係る法人文書の類型	保存期間
〔省略〕				〔省略〕				
国立大学法人東京学芸大学の人事に関する決定及びその経緯				国立大学法人東京学芸大学の人事に関する決定及びその経緯				
2	本学の人事に関する事項	人事	〔省略〕	10年	2	本学の人事に関する事項	人事	〔省略〕
			役付職員の選挙に関するもの					役付職員の選挙に関するもの
			職員の倫理に関するもの					職員の倫理に関するもの
			俸給の切替えに関するもの					俸給の切替えに関するもの
			復職時調整に関するもの					復職時調整に関するもの
			栄典・表彰に関するもの					栄典・表彰に関するもの
			人事の監査に関するもの					人事の監査に関するもの
			労使関係に関するもので重要なもの					労使関係に関するもので重要なもの
			健康・安全管理に関するもので重要なもの					健康・安全管理に関するもので重要なもの

			その他上記に準ずるものであって、10年保存が必要であると認めるもの	7年
			給与所得者の扶養控除等（異動）申告書等源泉徴収に関するもの	
			その他上記に準ずるものであって、7年保存が必要であると認めるもの	
			勤務時間記録簿	5年
			社会保険及び雇用保険に関するもの	
			労使関係に関するもの	
			健康・安全管理に関するもの	
〔省略〕				
〔省略〕				

			その他上記に準ずるものであって、10年保存が必要であると認めるもの	5年	
			勤務時間記録簿		
			社会保険及び雇用保険に関するもの		
			労使関係に関するもの		
			健康・安全管理に関するもの		
			〔省略〕		
			〔省略〕		

附 則

この規則は、令和3年6月18日から施行する。